

いわみざわ公園バラ園指定管理者募集要項

令和5年8月
岩見沢市

目 次

(頁)

I 指定管理者の施設の管理に関する事項

- 1 事業内容に関する事項 1
- 2 事業の適正な執行に関する事項 2

II 指定管理者の募集及び選定に関する事項

- 1 応募者の参加資格要件 3
- 2 募集方法 4
- 3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定 6
- 4 募集スケジュール 7
- 5 応募に関する留意事項 7
- 6 参考資料 8
 - いわみざわ公園バラ園位置図（図A-1） 9
 - いわみざわ公園バラ園平面図（図A-2） 10
 - いわみざわ公園バラ園施設位置図（図A-3） 11
 - 室内公園「色彩館」平面図・立面図（図A-4） 12
 - (旧)緑のセンター平面図・立面図（図A-5） 14
 - レストハウスハマナスの丘平面図・立面図（図A-6） 16
 - ログハウス平面図・立面図（図A-7） 19
 - 花と緑の供給センター体験研修棟平面図・立面図（図A-8） 21
 - 花と緑の供給センターログハウス休憩所平面図・立面図（図A-9） 23
 - 駐車場トイレ平面図・立面図（図A-10） 25
 - ピクニックトイレ平面図・立面図（図A-11） 27
 - いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書（令和3年度） 28
 - いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書（令和4年度） 29
 - いわみざわ公園バラ園指定管理業務
使用料収入、利用実績書（令和3・4年度） 30
- 7 応募書類 32

いわみざわ公園バラ園指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号。以下「指定条例」という。）に基づき、いわみざわ公園バラ園の管理運営を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者を募集します。

I 指定管理者の施設の管理に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 施設の概要

- ア 所在地 岩見沢市志文町807番地5ほか
- イ 設置目的 本公園は高速道路等の交通施設の整備により、岩見沢市を中心とする南空知圏や札幌圏のレクリエーション基地とすべく整備され、夏は太陽と緑の中で遊び、冬はスキーを楽しみ、安全で健全なレクリエーションの場となっており、子供から高齢者までが健康的な余暇を過ごせる場として、都市住民全般の休息・観賞・散歩等、総合的な利用に供することを目的として設置されました。そのなかにあつて、バラ園は市民の安らぎと潤いをもたらし、市の花「バラ」、「バラ園」をまちの誇りと感じることができるよう、一人でも多くの市民に関心を持っていただくため、「誇り高き北国のバラ園」を目指し、北国の気候に適した耐寒性が強く日本ではあまり見ることができない品種を多数盛り込んだ構成のバラ園とし、岩見沢の「バラ」に関する発信源となり、まちづくりに資することを目的に整備されました。
- ウ 公園面積 いわみざわ公園162.60ヘクタールの内13.00ヘクタール
(いわみざわ公園指定管理業務範囲及び教育部所管の管理範囲、企画財政部所管の管理範囲、北海道グリーンランド、スキー場を除く)
- エ 施設概要 開設年月：平成2年4月
〔主な施設〕
- ・バラ園
 - 駐車場 254台（うち身障者用6台、バス4台）
 - バラ及びハマナス 約490品種 約8,600株
 - ・室内公園
 - RC造 床面積 2,355.18㎡
 - ・（旧）緑のセンター
 - ・レストハウスハマナスの丘
 - ・花と緑の供給センター
 - ・その他関連施設（園路、芝生広場、せせらぎ、四阿、休憩所、ベンチなど）

(2) 指定管理者が行う管理基準

ア 室内公園

- (ア) 開館期間 4月1日から3月31日まで
※1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日は除く。
- (イ) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 休館日 毎週月曜日

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日となった場合は、月曜日を開設日とし、火曜日を休館日とする。

イ 室内公園（緑の相談）

(ア) 相談日 休館日及び金曜日を除く毎日

(イ) 相談時間 (ア)に規定する日の午前9時から午後4時まで

※管理基準に関する細目的事項は、決定者と協議の上、協定で定めます。

(3) 指定管理者の業務等

ア いわみざわ公園バラ園の維持管理に関すること。

イ いわみざわ公園バラ園の使用の許可等に関すること。

ウ その他詳細については、別紙「いわみざわ公園バラ園指定管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照して下さい。

(4) 指定の期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

(5) 管理に係る経費

市は毎年度の予算の範囲内において、管理経費（委託料）を指定管理者に支払うものとし、申請時の収支計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と市が協議の上、毎年度協定で定めます。

ア 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として支払います。なお、支払いの時期や支払いの方法は別途協定で定めます。

イ 管理口座・経理区分

管理業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して、管理することとします。

ウ 施設の利用料

(ア) 利用料金制

室内公園の利用料金は法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、施設の使用料は、指定管理者の収入とします。

(イ) 利用料金の設定

使用料の額は、公園条例別表に定める使用料の範囲内において、あらかじめ岩見沢市長（以下「市長」という。）の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

(ウ) 利用料金の減免

利用料金を一定の基準で減免しているものがありますので、利用料金においても同様に取扱うものとします。

2 事業の適正な執行に関する事項

(1) 業務の委託

指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはなりません。

ただし、止むを得ない事情がある場合は、管理業務の一部を再委託することができます。

(2) 法令等の遵守

管理業務を執行する上で、指定条例、公園条例、公園規則、都市公園法（昭和31年法律第79号）のほか、特に以下の法令等を理解するとともに、遵守のための措置を講じるものとします。

- ア 地方自治法
 - 第244条第2項～指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。
 - 第244条第3項～指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- イ 岩見沢市個人情報保護条例
 - 岩見沢市個人情報保護条例(平成15年条例第19号)を理解し、個人情報の漏えい、滅失を防止する等適正な保護及び管理のため必要な措置を講じること。
- (3) 事業報告書の提出
 - ア 月報の提出
 - 指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとします。
 - イ 事業報告書の提出
 - 指定管理者は、毎年4月30日までに、管理の業務に関し前年度分の事業報告書を作成し、市に提出するものとします。
 - ※月報及び事業報告書で報告すべき内容は、業務仕様書で定めます。
- (4) 利用者アンケートの実施
 - 施設利用者の要望等を把握するため、予め市とその方法について協議したうえで利用者アンケートを実施し、その状況を市へ報告すること。
- (5) モニタリングの実施
 - 市が必要と認めた場合、施設の管理運営について、仕様書、協定書に沿って適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか毎月、四半期毎、年度毎に市へ報告すること。
- (6) 調査、指示等
 - 市は、いわみざわ公園バラ園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務又は経理の状況等に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示をすることができます。
- (7) 指定の取消し等
 - 市は、指定管理者が法令あるいは、協定に違反したとき、又は、前項の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

II 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の参加資格要件

- (1) 応募者の資格等
 - ア 応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。個人での応募はできません。
 - イ 上記の法人等は、単独又は共同事業体で応募することができます。ただし、単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- (2) 共同事業体の構成員の変更
 - 共同事業体での応募の場合は、代表する法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。
- (3) 欠格事項等
 - 次に該当する法人等は、応募者となることはできません。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、その取り消しの日から1年（本市以外の地方公共団体による取り消しの場合は6ヶ月）を経過しない者
- オ 法第92条の2（議員の兼業禁止）、同法第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
- カ 法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税を滞納している者
- キ 本市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

2 募集方法

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布場所：岩見沢市建設部公園緑地環境課（以下「担当課」という。）
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL：0126-23-4111
- イ 配布期間：令和5年8月1日（火）から8月31日（木）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです）
- ウ その他：募集要項及び応募書類等は、岩見沢市オフィシャルサイト（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることができます。

(2) 現地説明会の開催

いわみざわ公園バラ園の指定管理者応募予定団体を対象とした現地説明会を次のとおり実施しますので応募を予定している団体は、必ず参加して下さい。

- ア 開催日時：令和5年8月10日（木） 午前11時00分（調整可）
- イ 場所：いわみざわ公園室内公園
- ウ 申込み：参加希望者は8月7日（月）までに「現地説明会参加申込書」をホームページからダウンロードし、担当課への持参又は郵送による受付とします。（持参の場合は午前9時から午後5時まで、郵送の場合は午後5時必着とします）
- エ 留意事項：参加人数は、各法人等で2名以内（共同事業体で応募する場合は、各構成員につき2名以内）とします。

(3) 質問の受付及び回答

応募に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間：令和5年8月1日（火）から8月15日（火）まで（必着）
- イ 質問の方法：「指定管理者の募集に関する質問書」をホームページからダウンロードし、要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送又は電子メールにより担当課へお届けください。（持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は午後5時必着です）
- ウ 回答の方法：令和5年8月31日（木）までに、市のホームページに掲載するとともに、令和5年9月4日（月）から9月13日（水）の期間において担当課で閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとし
ます。

エ その 他：上記の受付期間終了後の質問については、原則として受け付けいたし
ません。

ただし、担当課がやむを得ないと判断したものについては、質問を受
け付けて上記の方法により回答する場合があります。

(4) 応募期間等

ア 応募期間：令和5年9月1日（金）から10月2日（月）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとします）

イ 応募方法：次の書類を担当課まで持参してください。

※郵送、電子メール、FAX等による提出は受理しません。

ウ 提出書類

(ア) 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

(イ) 指定管理者事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(ウ) 施設の管理に係る業務の収支計画書（以下「収支計画書」という。）

指定期間内の各年度の収支予算を主な収入・支出の項目に区分して示してください。
また、収支予算の積算内訳についても示してください。

ただし、消費税の改正に伴う影響額は見込まないでください。

(エ) 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3
ヶ月以内のもの）、法人以外の団体にあつては、規約、構成員名簿、代表者の身分
証明書等

(オ) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における貸借対照表、損益計算書及
び財産目録、法人以外の団体にあつては、団体の財務状況を明らかにする書類

(カ) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書

(キ) 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市
税について未納がないことの証明）

(ク) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団
体にあつては、業務の内容を明らかにする書類

※共同事業体で応募の場合は、(エ)～(ク)の書類をそれぞれの構成員毎に添付してくださ
い。

※共同事業体で応募の場合は、上記のほか、次の書類を添付してください。

a 共同事業体の結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類

・共同事業体申請書

・共同事業体協定書（様式任意）

共同事業体協定書には、出資比率・構成員ごとの担当業務、市からの指定管理
料の分担受領比率及び構成員による債務不履行への対応を明記してください。

b 共同事業体連絡先一覧

各構成員の所在地・商号（名称）・代表者名・代表者生年月日・当該申請に関
する担当者名とその連絡先・代表者、構成員の別を明記し、各構成員代表者の印
を押印してください。

c 委任状（様式任意）

・共同事業体の代表者が各構成員から下記の事項について委任された旨、市長
に届け出る書式とし、各構成員の所在地・商号（名称）・代表者名を明記し、
それぞれ代表者の印を押印してください。

・委任事項 ・指定管理者の指定の申請に関する事項

- ・提案書の提出及び協定の締結に関する事項
- ・応募の辞退に関する事項
- ・経費の請求及び受領に関する事項
- ・契約に関する事項
- ・その他、指定管理業務に関する事項

エ 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市が指定管理者の選定の公表等に必要とする場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

オ 書類提出上の留意事項

- (ア) 提出書類のサイズはA4縦判、左綴じとしてください。
- (イ) 提出部数は、10部（原本1部、副本9部）。
- (ウ) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (エ) 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。ただし、応募者の不利益となると市が認めたものは除きます。

3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、応募者の参加資格要件について審査します。

(2) 選定委員会による審査

建設部指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

審査は、申請書類及び応募者のプレゼンテーションにより行いますが、プレゼンテーションの実施日は別途連絡いたします。

(3) 資格審査の結果、要件を満たさない応募者は失格とします。

【審査の視点】

審査は、指定条例第4条に規定する基準を基本に、次のような観点から行います。

- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- ・収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

※上記の審査の結果、いずれの応募者も評価点数が基準点に満たない場合は該当者なしとします。（応募者が1社の場合も同じ。）

(4) 優先交渉権者の選定

審査により優先交渉権者を選定します。

(5) 選定結果の通知（11月下旬予定）

審査の結果は、応募者に対して速やかに通知します。

(6) 優先交渉権者との協議

選定後、優先交渉権者と協定内容の細目について協議を行います。優先交渉権者と協議が整わない場合は、再度選定を行い、次点の応募者を優先交渉権者とします。

(7) 指定管理者の指定（12月下旬予定）

優先交渉権者との協議後、岩見沢市議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後、指定管理者として指定します。

(8) 指定管理者との協定締結

ア 協定の締結

市は、指定管理者と施設管理等に関する細目的事項を定めた協定書及び市が支払うべき管理費の額等を定めた年次協定書により締結します。

イ 協定で定める事項

- ・協定の期間に関する事項
- ・管理業務の内容に関する事項
- ・利用料金（減免含む）に関する事項
- ・事業報告及び業務報告に関する事項
- ・市が支払うべき管理費用に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・再委託の禁止等に関する事項
- ・損害賠償に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・管理業務の引継ぎに関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・その他市長が定める事項

4 募集スケジュール

項 目	月 日
現地説明会の開催	令和5年8月10日（木）
資料の閲覧期間	令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）
質問事項の受付期間	令和5年8月1日（火）～令和5年8月15日（火）
質問事項の回答期限	令和5年8月31日（木）
申請書等の提出期間	令和5年9月1日（金）～令和5年10月2日（月）
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年10月（予定）
選定委員会による審査 （指定管理者候補者の選定）	令和5年10月（予定）
指定管理者の指定の議決	令和5年第4回定例会
協定の締結及び引継ぎ	令和6年3月
指定管理開始	令和6年4月1日（月）

5 応募に関する留意事項

- (1) 応募内容の変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 虚偽を記載した場合の取扱い
応募書類に虚偽の記載があった場合、又は関係法令の規定に違反している場合は、失格とします。
- (3) 応募書類の取扱い
応募書類は返却いたしません。
- (4) 費用負担
応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (5) 応募者名等の公表
市長は、選定委員会による審査終了後、応募者数、指定管理者候補者名、選定理由については、ホームページにより公表します。

(6) 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 参考資料	(頁)
いわみざわ公園バラ園位置図（図A-1）	9
いわみざわ公園バラ園平面図（図A-2）	10
いわみざわ公園バラ園施設位置図（図A-3）	11
室内公園色彩館平面図・立面図（図A-4）	12
(旧)緑のセンター平面図・立面図（図A-5）	14
レストハウスハマナスの丘平面図・立面図（図A-6）	16
ログハウス平面図・立面図（図A-7）	19
花と緑の供給センター体験研修棟平面図・立面図（図A-8）	21
花と緑の供給センターログハウス休憩所平面図・立面図（図A-9）	23
駐車場トイレ平面図・立面図（図A-10）	25
ピクニックトイレ平面図・立面図（図A-11）	27
いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書（令和3年度）	28
いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書（令和4年度）	29
いわみざわ公園バラ園指定管理業務 使用料収入、利用実績書（令和3・4年度）	30

【問合先・担当課】

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所建設部公園緑地環境課公園緑地事業係

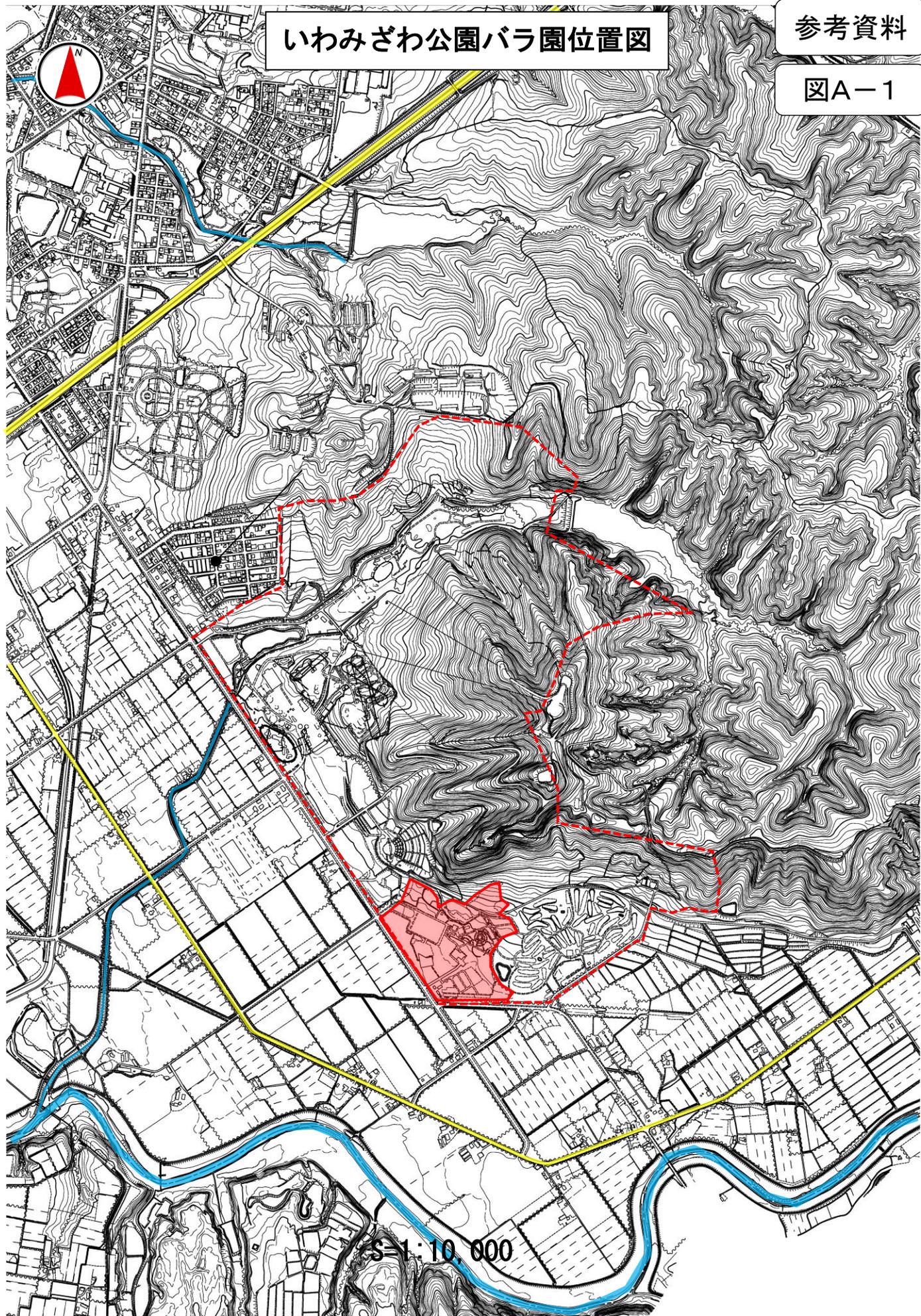
TEL：0126-23-4111（内線2451・2452）

Eメール： matiusui@city.iwamizawa.lg.jp

いわみざわ公園バラ園位置図

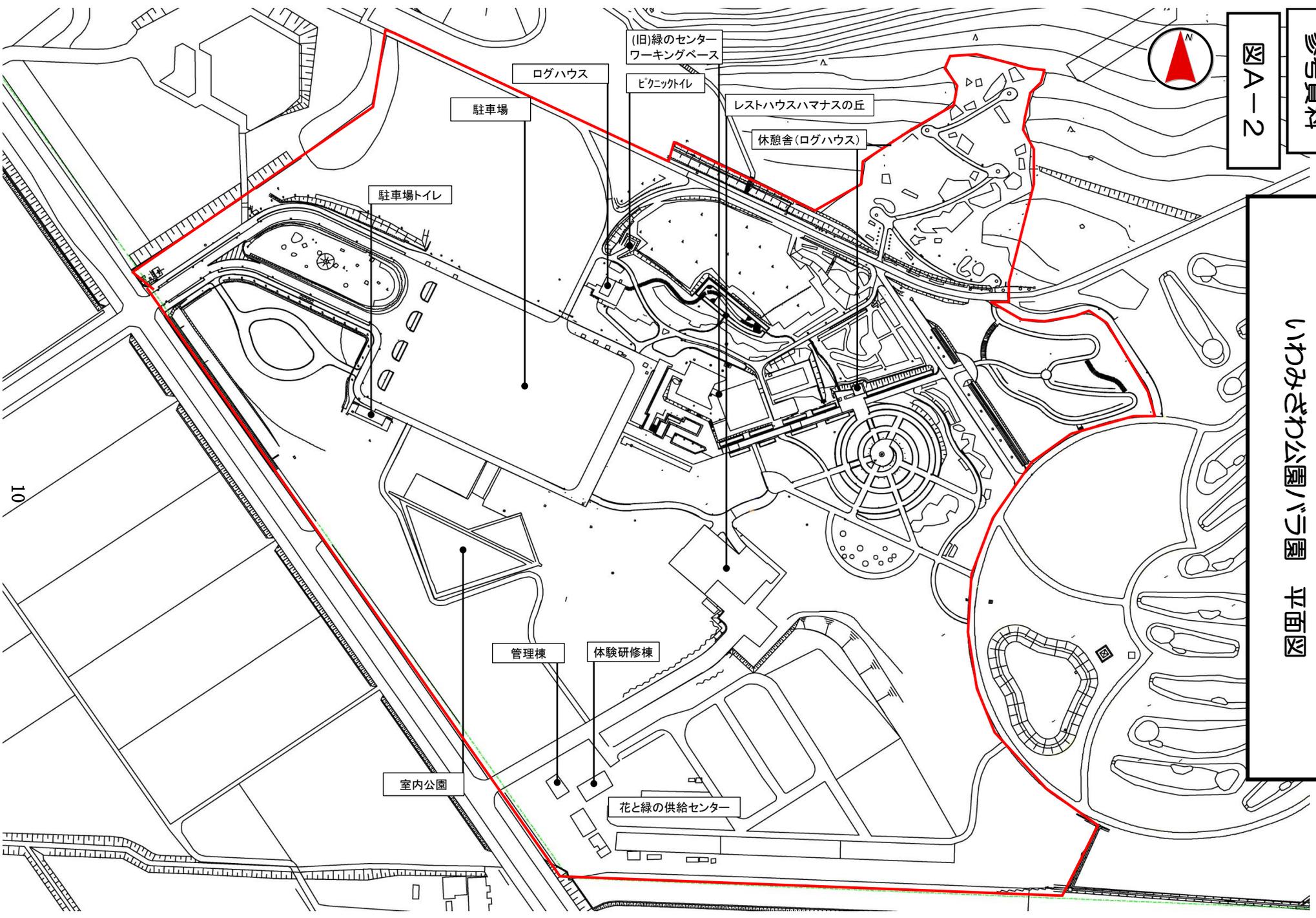
参考資料

図A-1



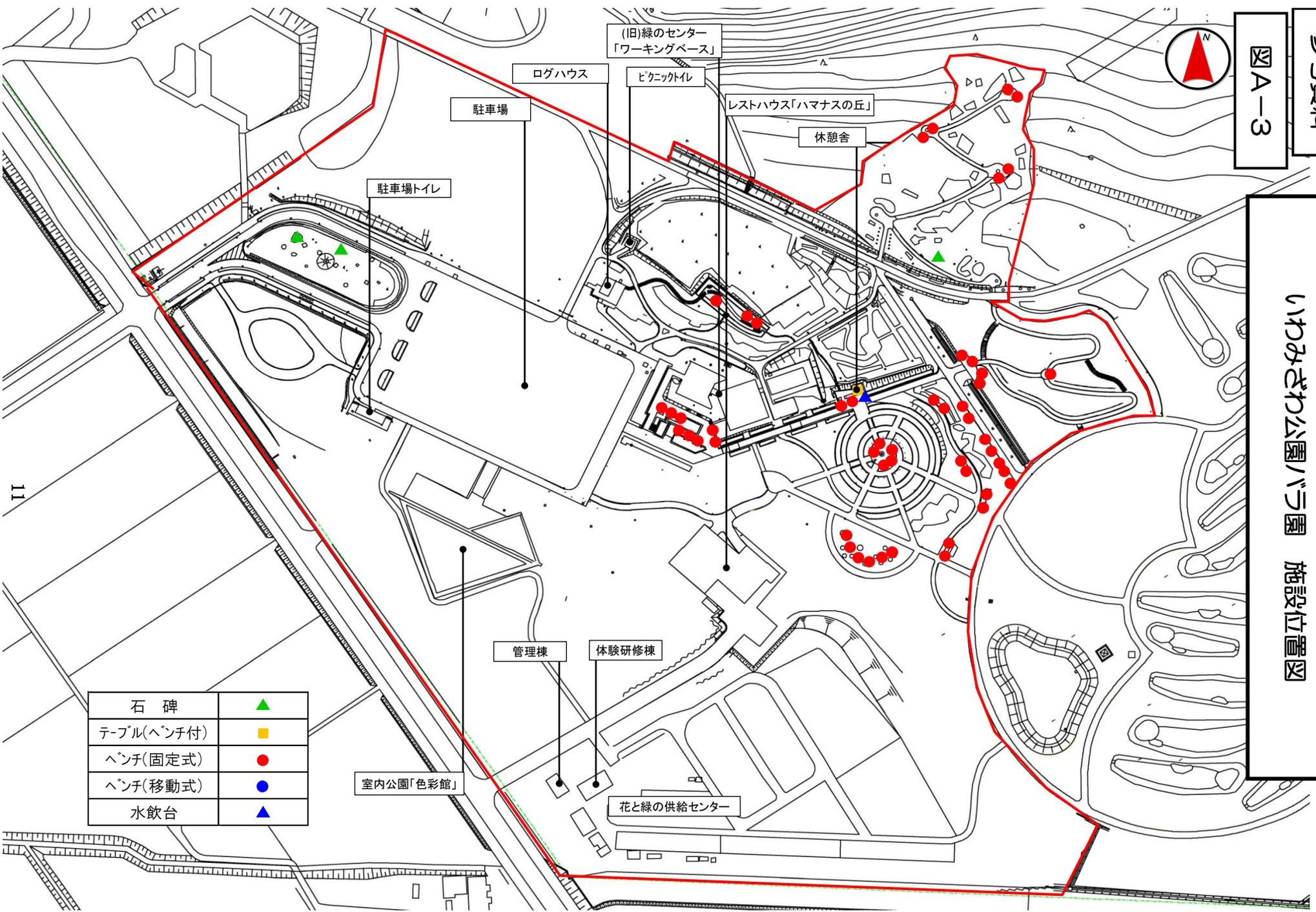
参考資料

図A-2



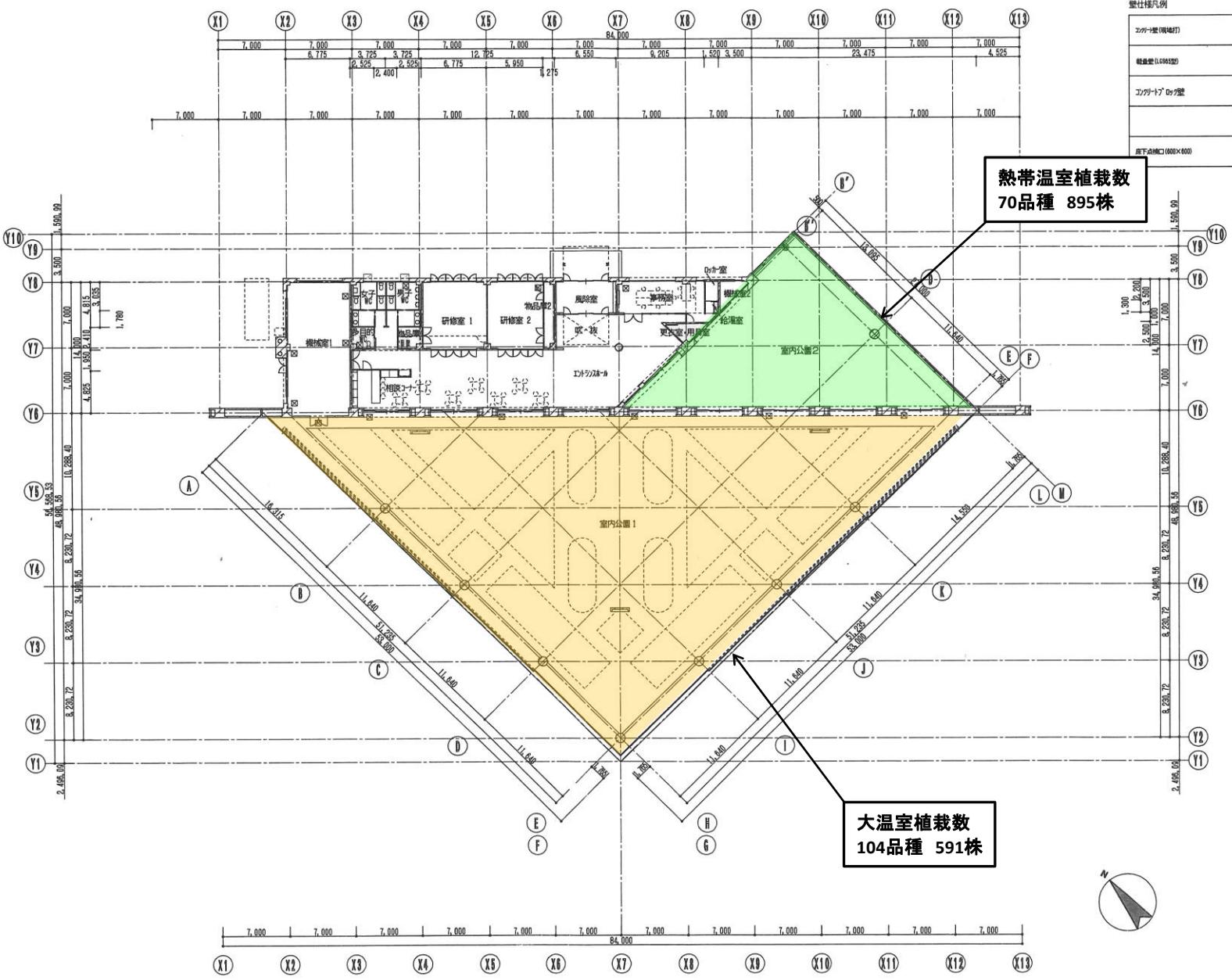
いわみざわ公園バラ園 平面図

いわみざわ公園バラ園 施設位置図



壁仕様凡例

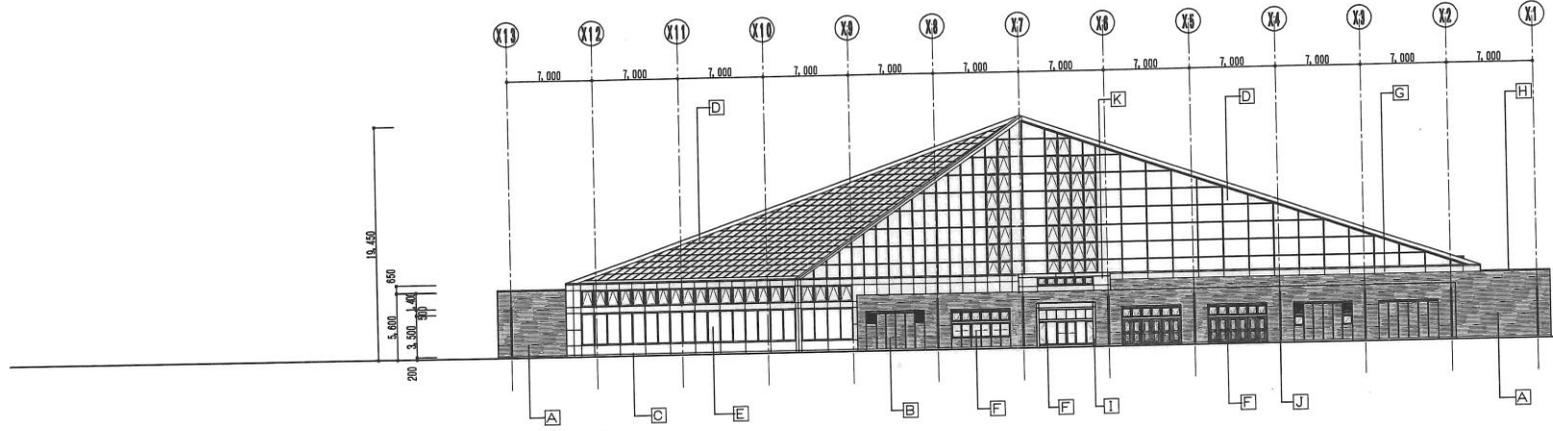
200+1壁(両端打)	---
軽鋼骨(1905壁)	---
200+17壁(2層)	---
床下点検口(600×600)	---



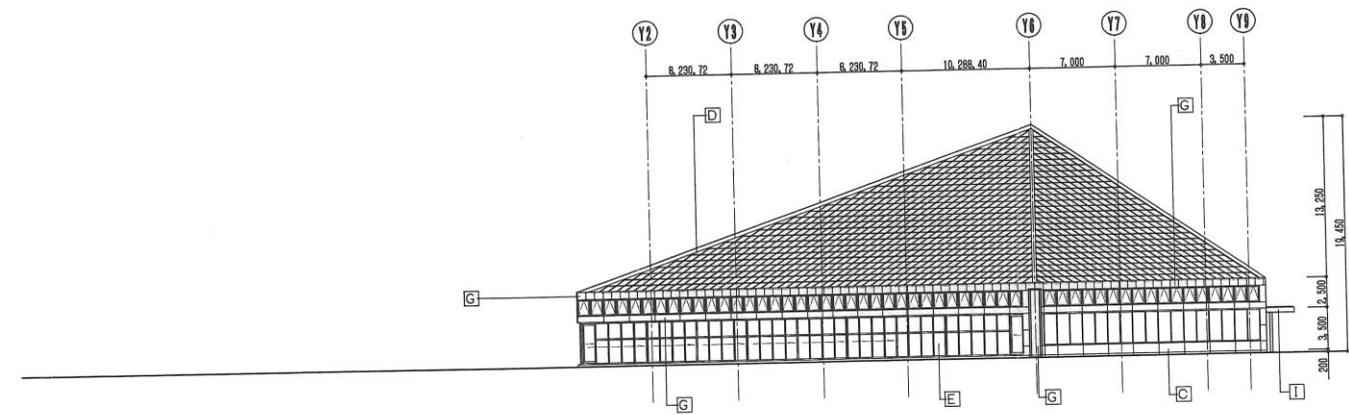
室内公園「色彩館」平面図

図A-4-2

凡例	
A	コンクリート打放し(増コンt=20)の上 レンガ t=25 接着貼
B	米松羽目板t=18本裏張 特殊珪酸塗装
C	コケラト打放しアルミt=2.0加工パネル(厚20mm裏打ち)
D	網入りガラスt=10 アルミ枠(7mm仕上)押え
E	アルミサッシュ(7mm仕上)
F	木製サッシュ 特殊珪酸塗装
G	アルミt=2.0加工パネル(A' 裏厚20mm裏打ち)
H	アルミ笠木既製品(電解着色)W=250、一部アルミ制作
I	鉄骨:H=400×200×8×137mm樹脂塗装、米松板t=18張 特
J	ポーター割肌タイルt=30-35貼
K	コンクリート打放し ファッ素樹脂塗装(珪7)

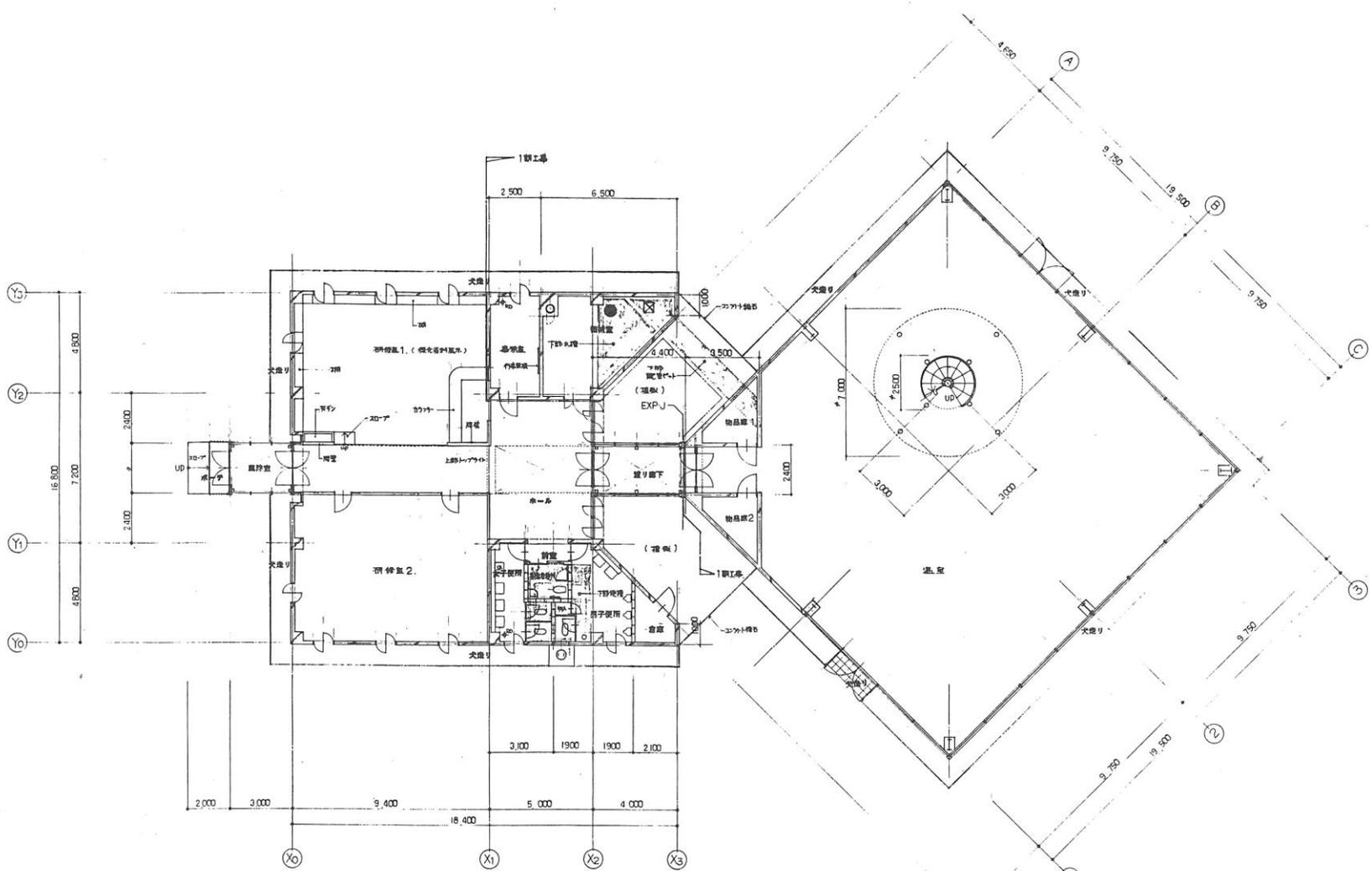


北立面図



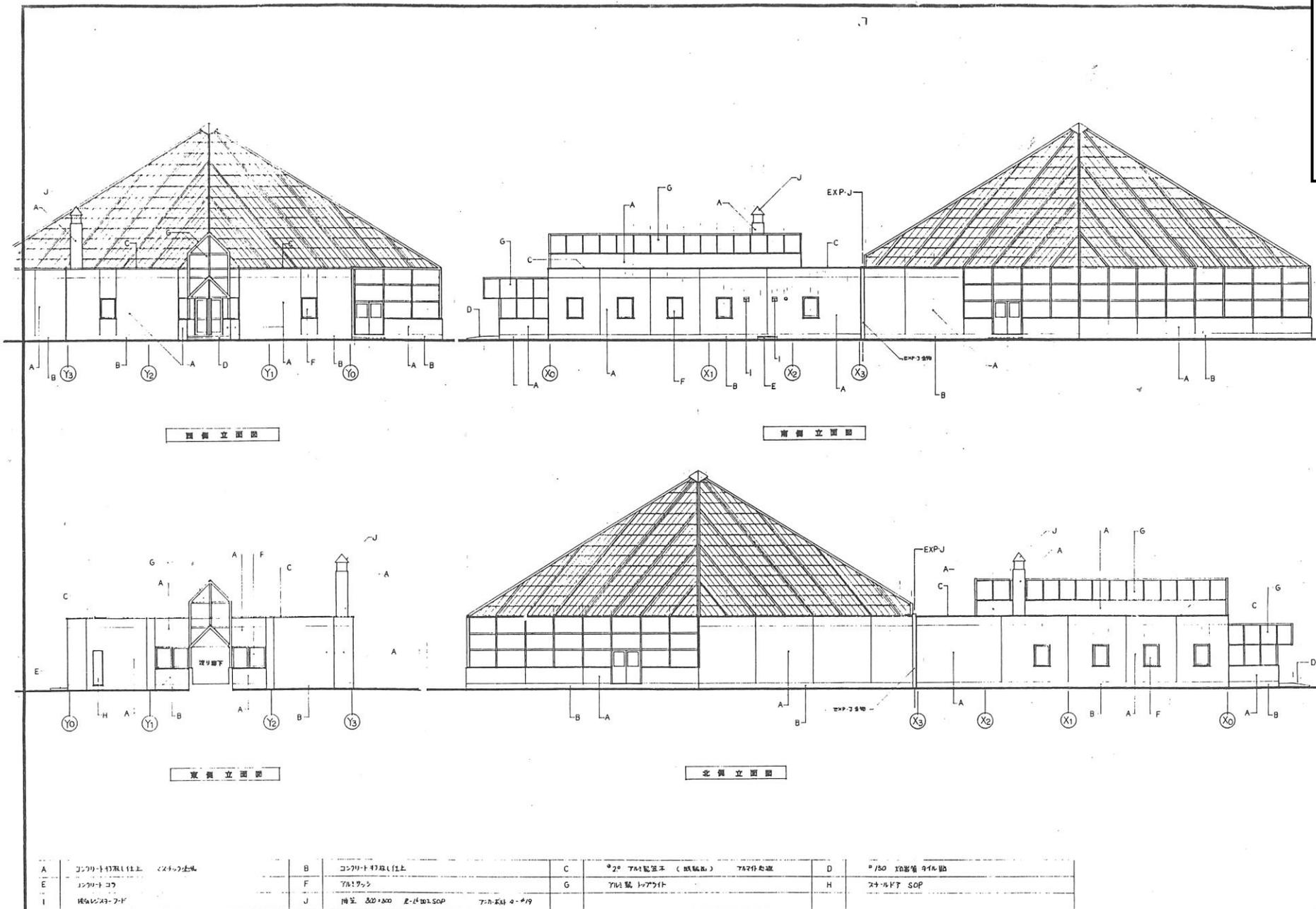
東立面図

室内公園「色彩館」立面図

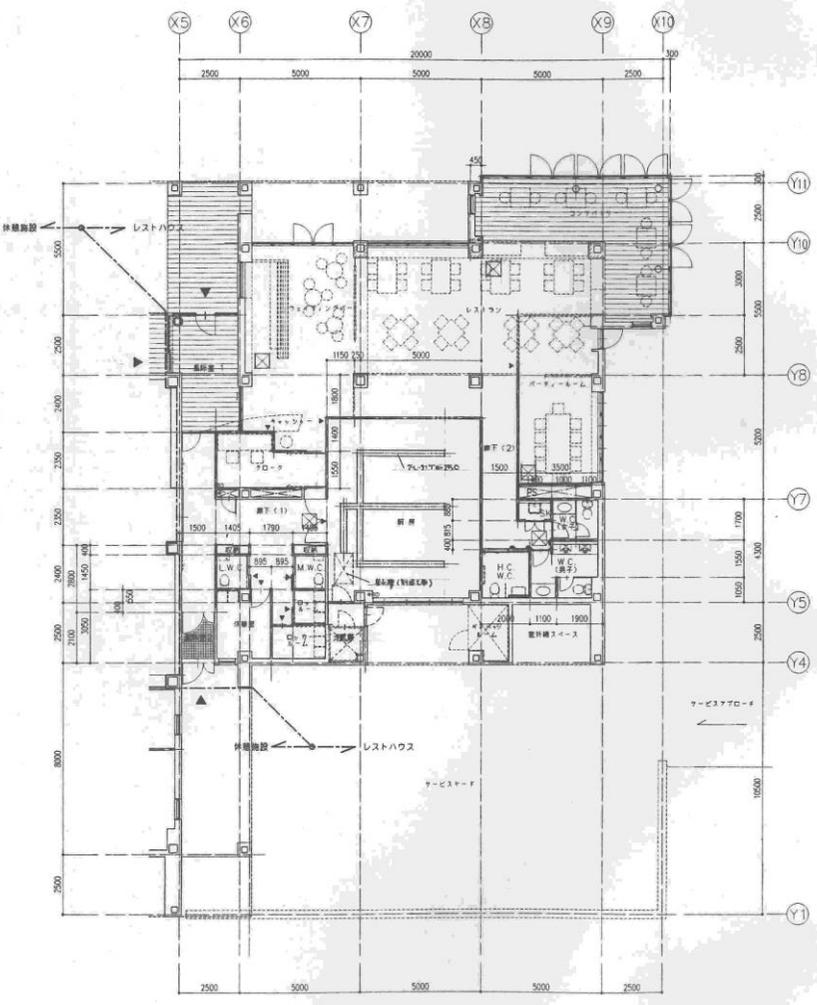


	RC 壁
	CB #150
	暖房外気導入用 (LGS)
	RD (組手)
	扉 (開口幅 450 (7分12))

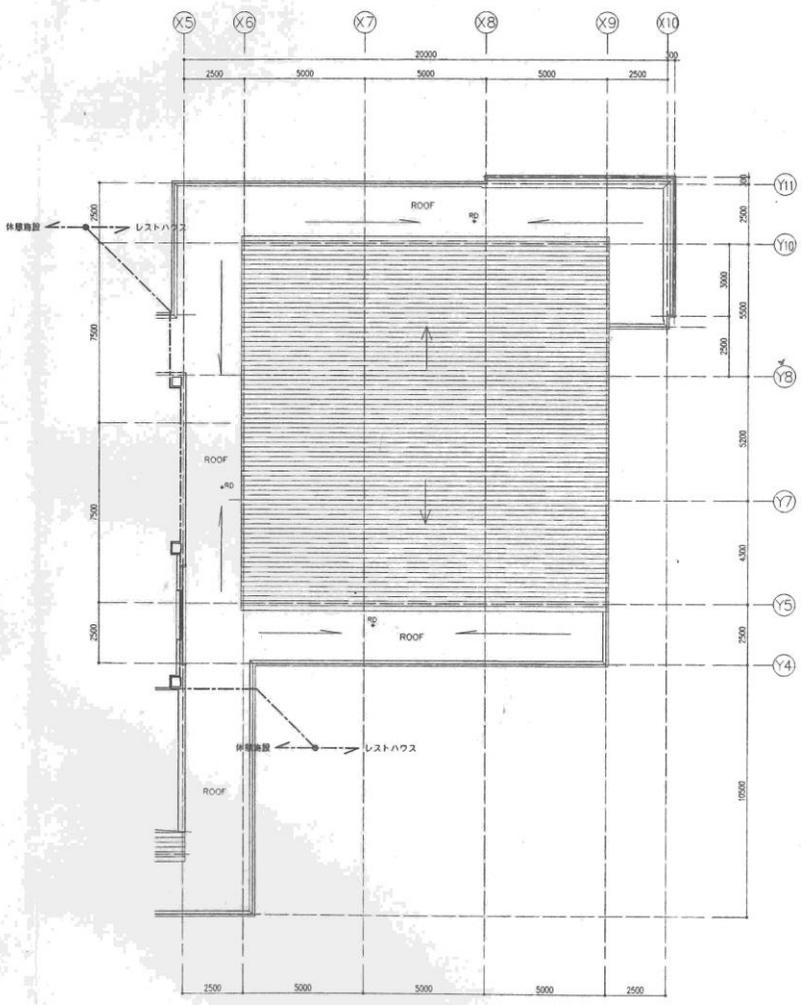
(旧)緑のセンター 立面図



レストハウス/バラナスの丘 平面図



平面図 1/100

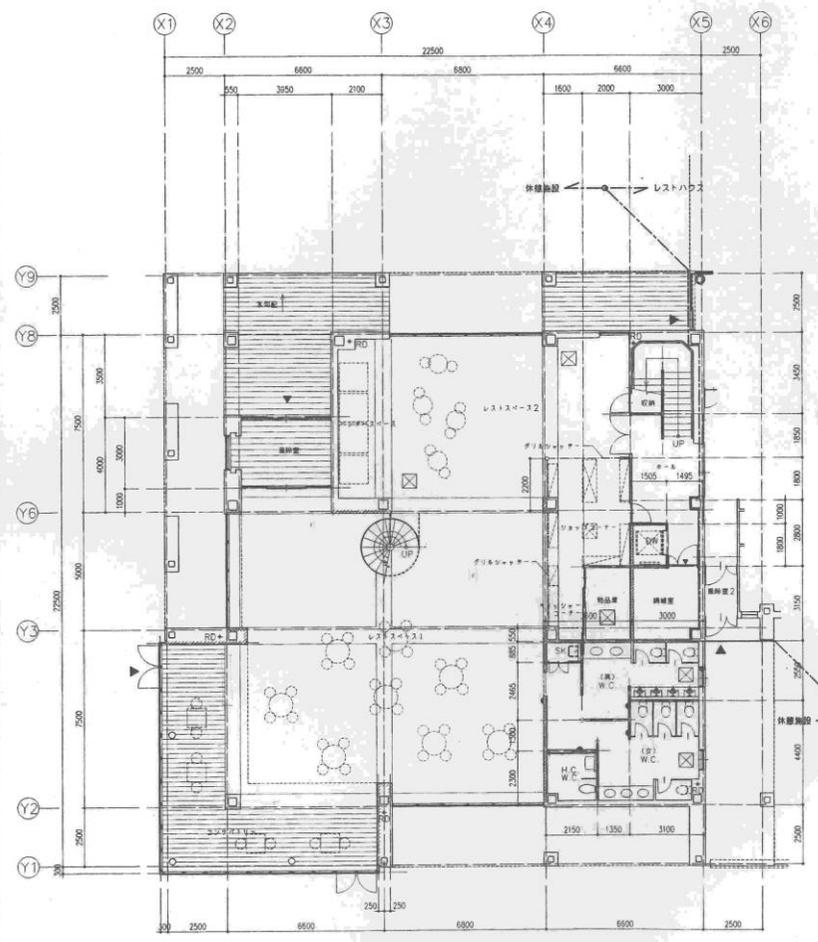


屋根図 1/100

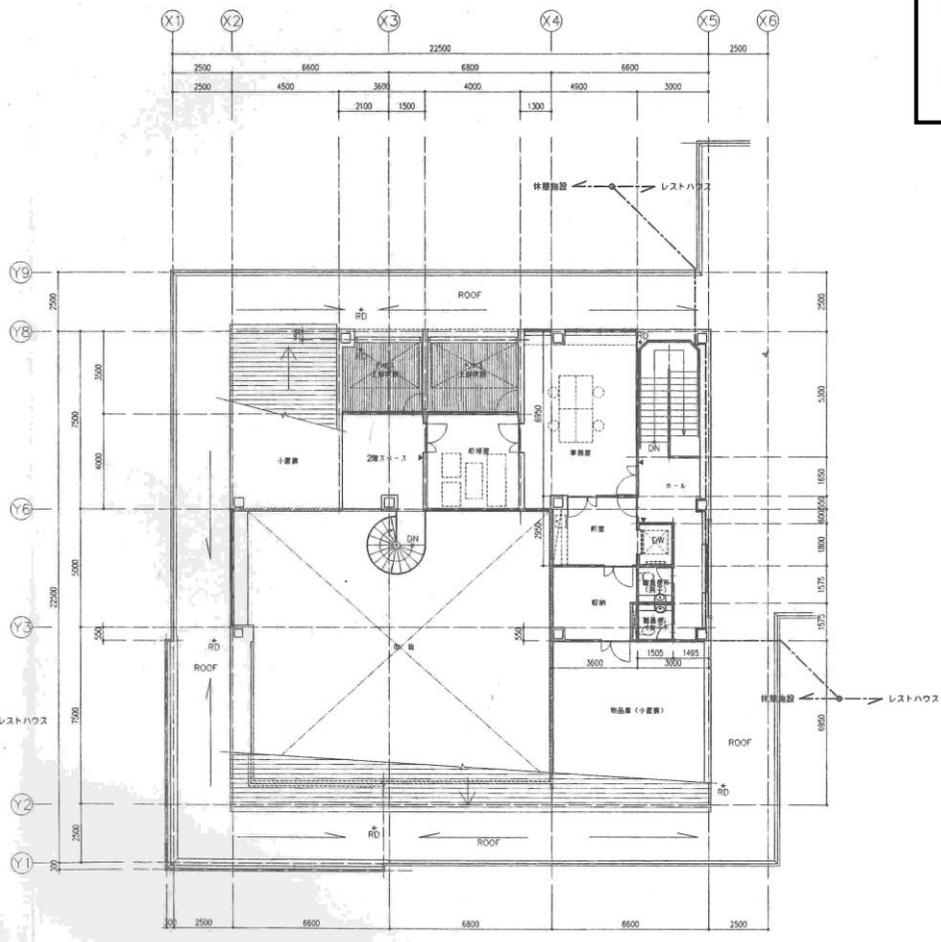
- 凡 例
- 軽鋼骨構造仕切壁 W=65
 - 軽鋼骨構造仕切壁 W=100
 - ▼ 室名札 9カ所 (別添工事)
 - ▲ ピクトサイン 3カ所 (別添工事)
 - ☒ 床下点検口 アルミ製 600角 5カ所

年 度	平成 11 年度		
階 級 名			
工 事 名	いわみざわ公園レストハウス修繕主体工事		
階 級 名	平面図・屋根図		
縮 尺	1/100	図面番号	A-7
設計年月日			
岩見沢市都市計画課			

レストハウス・バラタスの丘 平面図



1階平面図 1/100

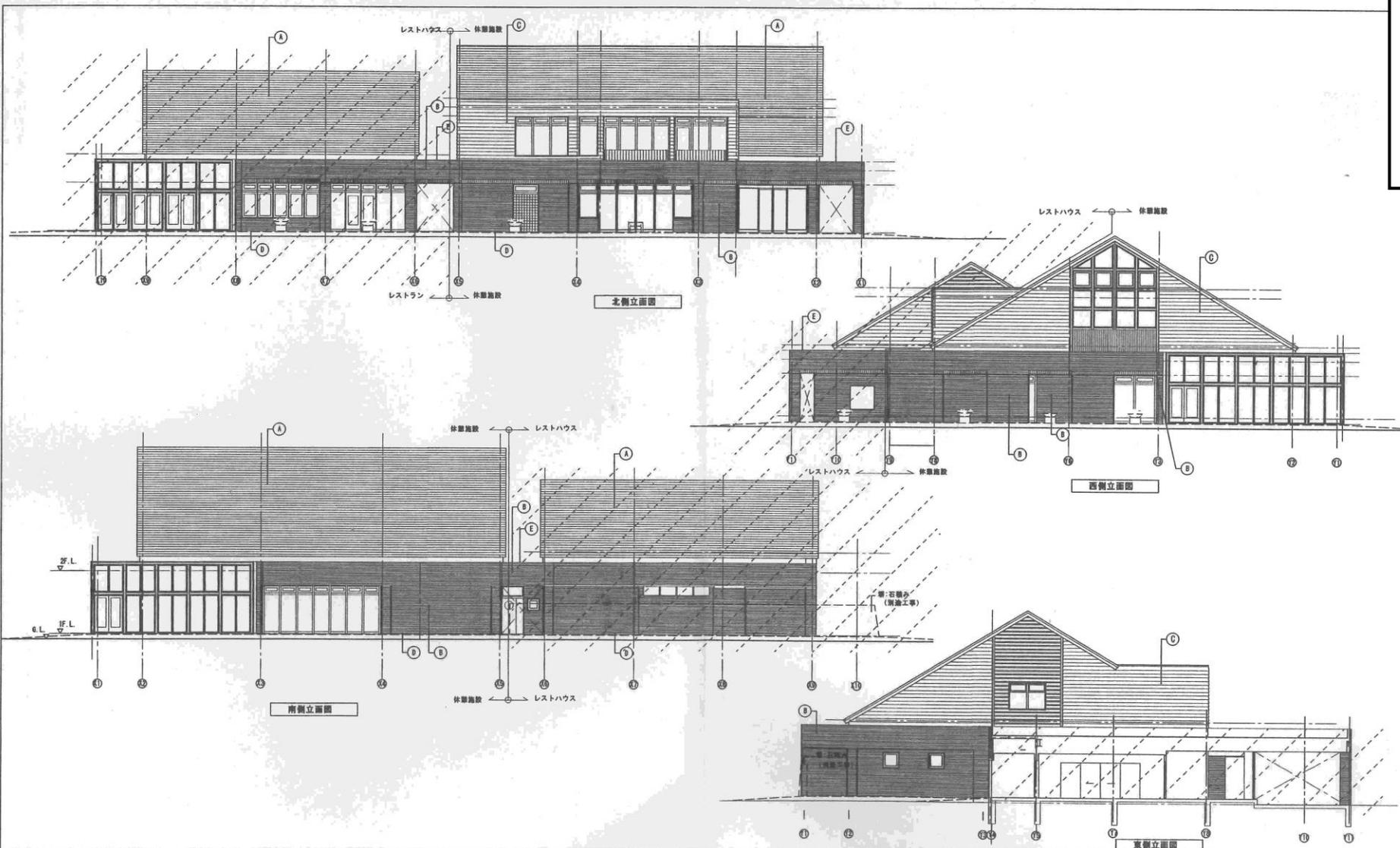


2階平面図 1/100

- 凡例
- 軽鋼骨構造仕舞 W=65
 - 軽鋼骨構造仕舞 W=100
 - ▼ 窓名札 4カ所 (別途工事)
 - ピクトサイン 4カ所 (別途工事)
 - ☒ 床下点検口 アルミ製 600角 5カ所

年度	平成11年度	
路線名		
工事名	いわみざわ公園増設設備主体工事	
階名	1階平面図・2階平面図	
縮尺	1/100	図面番号 A-7
設計年月日		
岩見沢市都市計画課		

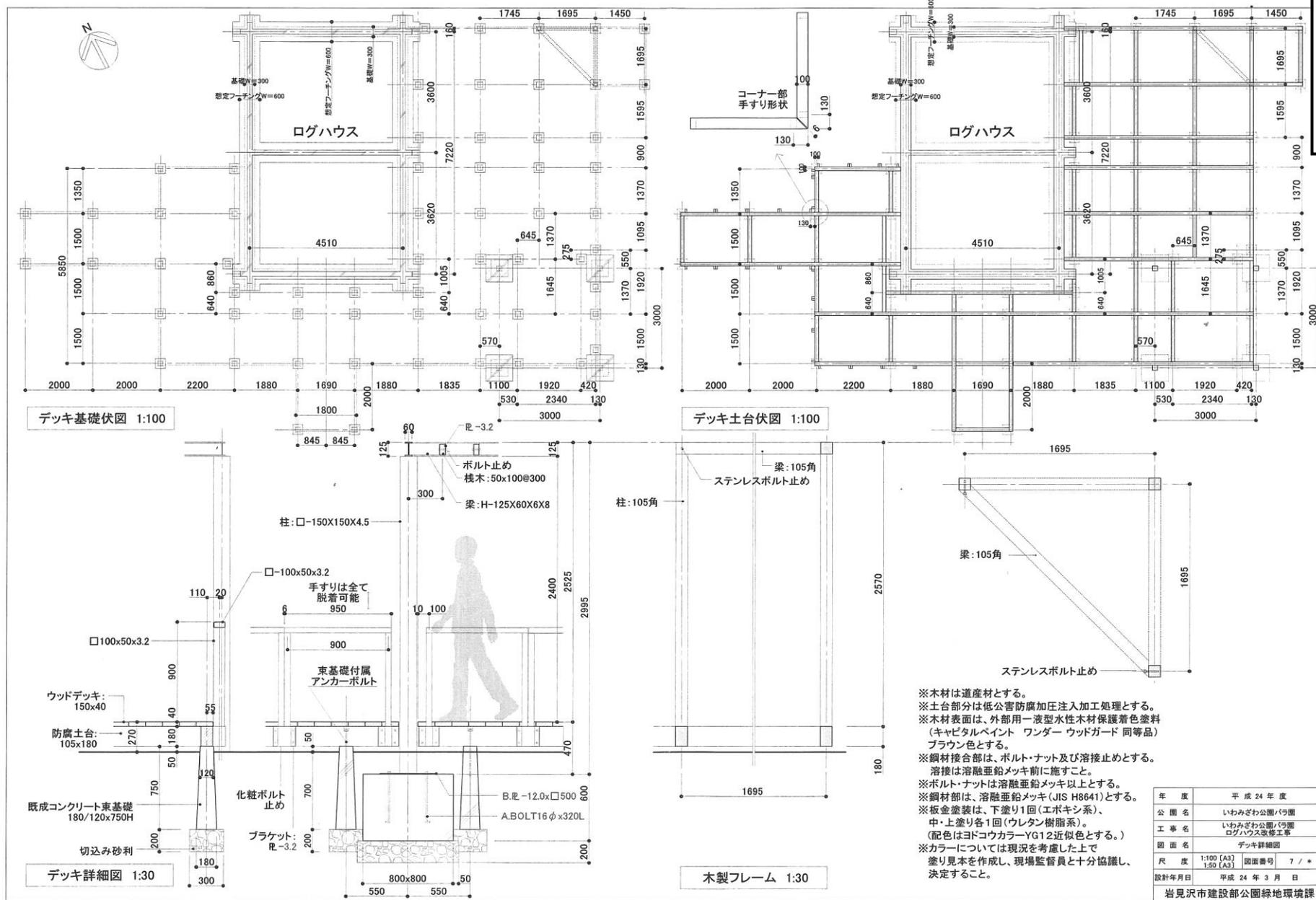
レストハウス・バラタスの丘 立面図



A	カラーガラスパブリウム鋼板1-0.35 標準 7372811-2127 225g 水色板1-25	B	外壁1: レンガタイル	C	外壁2: 青木板張り 外廊用0.5張り	D	外壁1: レンガタイル	E	窓木: 詳細図に依る	F		G	
H		I		J		K		L		M		N	
O		P											

年度	平成11年度		
路線名			
工事名	いわみざわ公園 休憩施設 建築主体工事		
図名	立面図		
縮尺	1/100	図面番号	A-3
設計年月日			
埼玉県市都市計画課			

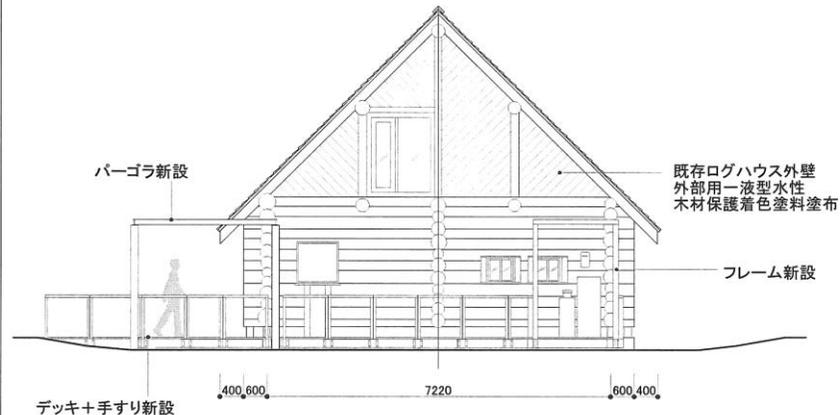
ログハウス 平面図



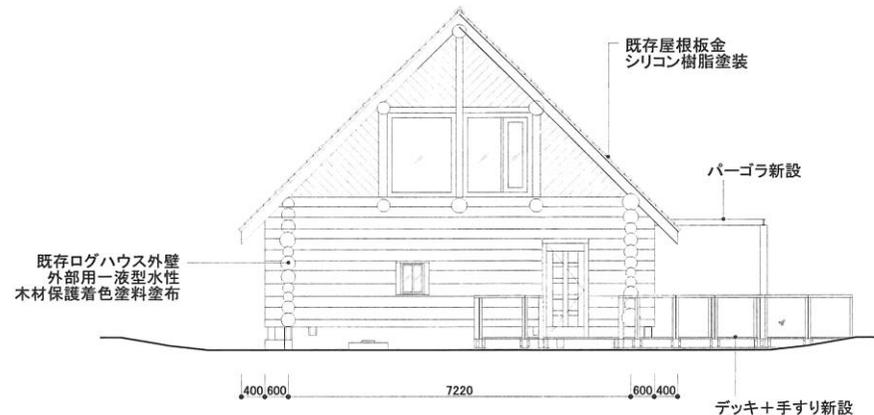
※木材は道産材とする。
 ※土台部分は低公害防腐加圧注入加工処理とする。
 ※木材表面は、外部用一液型水性木材保護着色塗料 (キャピタルペイント ワンダー ウッドガード 同等品) ブラウン色とする。
 ※鋼材接合部は、ボルト・ナット及び溶接止めとする。
 溶接は溶融亜鉛メッキ前に施すこと。
 ※ボルト・ナットは溶融亜鉛メッキ以上とする。
 ※板金塗装は、下塗り1回(エポキシ系)、中・上塗り各1回(ウレタン樹脂系)。
 (配色はヨドコウカラー-YG12近似色とする。)
 ※カラーについては現況を考慮した上で塗り見本を作成し、現場監督員と十分協議し、決定すること。

年度	平成24年度		
公園名	いわみざわ公園/バラ園		
工事名	いわみざわ公園/バラ園 ログハウス改修工事		
図面名	デッキ詳細図		
尺度	1:100 (A3) 1:30 (A5)	図面番号	7 / *
設計年月日	平成24年3月日		
岩見沢市建設部公園緑地環境課			

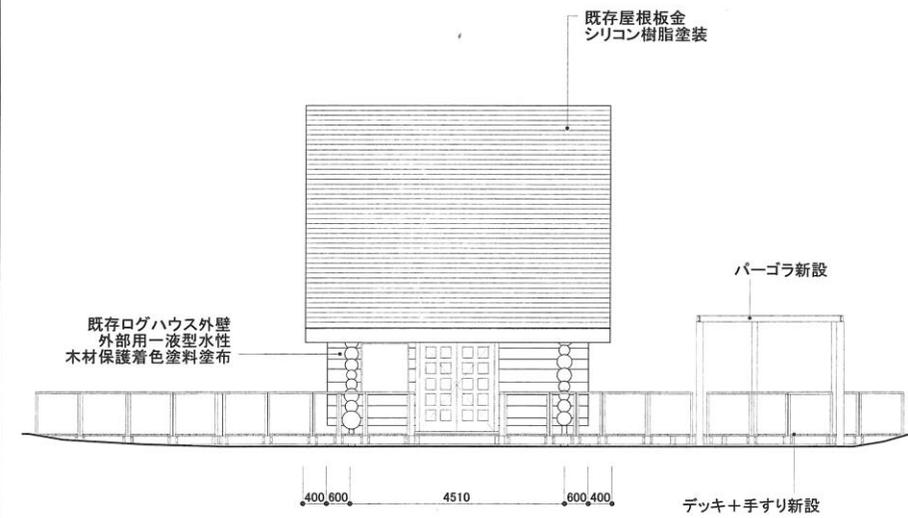
ログハウス 立面図



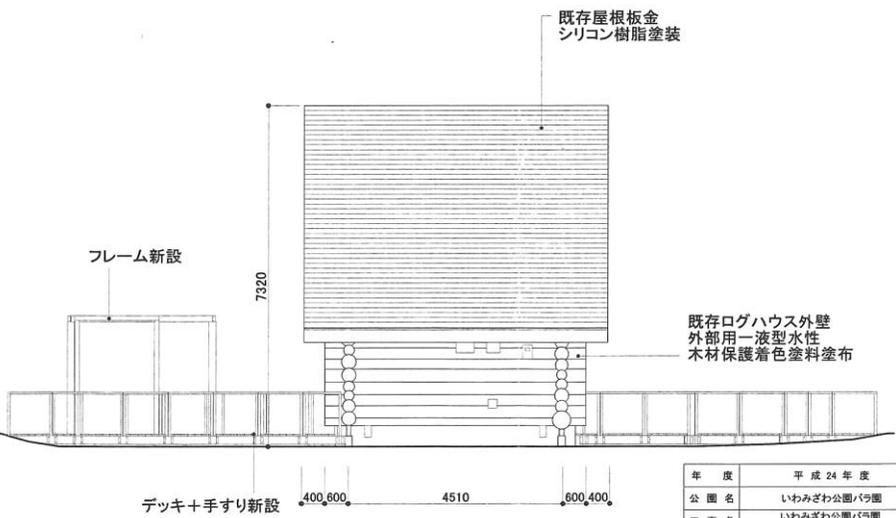
南側立面図 1:100



北側立面図 1:100



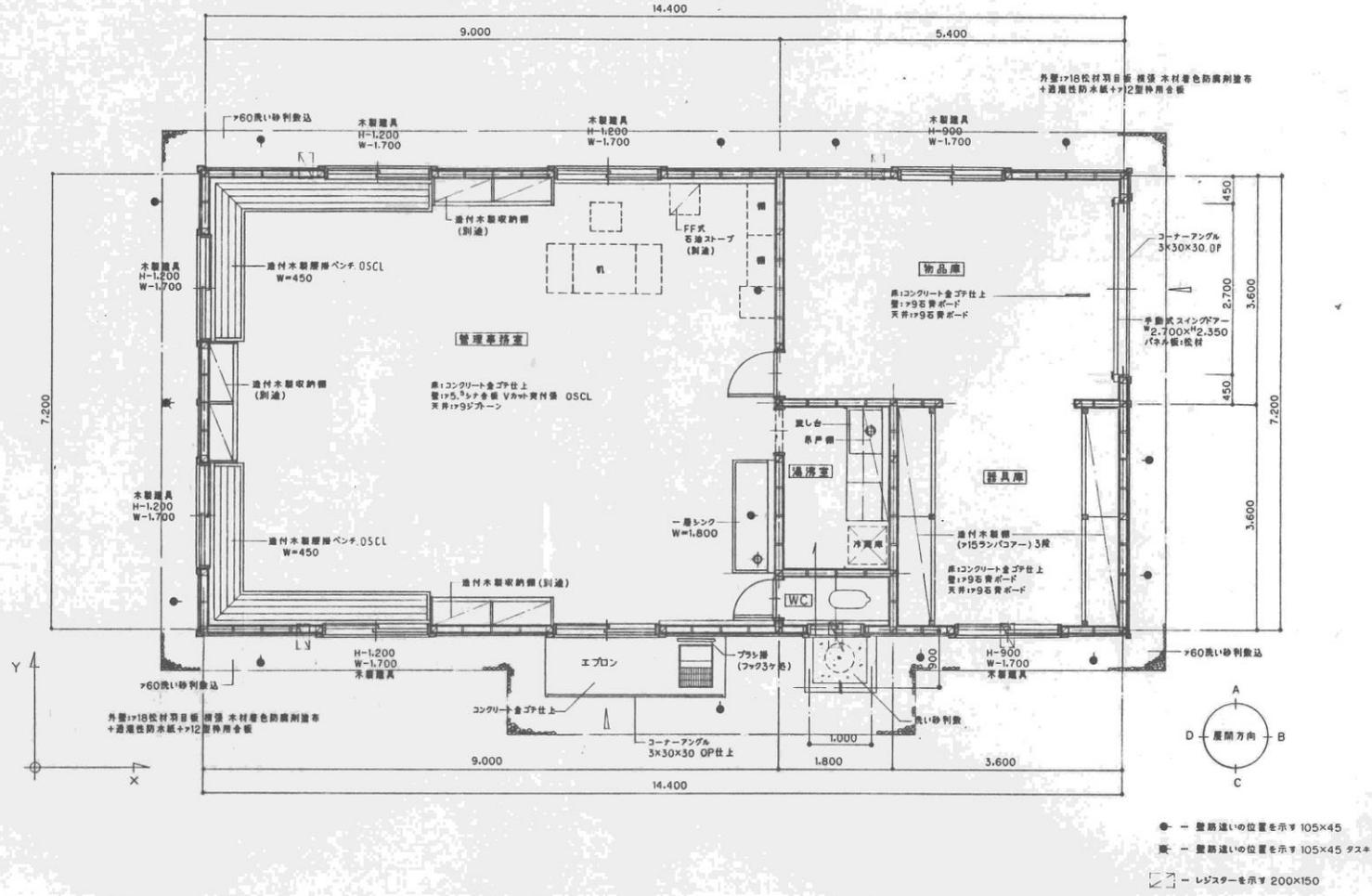
西側立面図 1:100



東側立面図 1:100

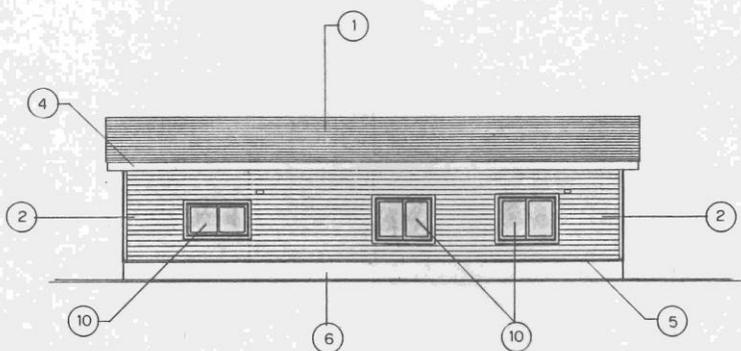
年度	平成 24 年度
公園名	いわみざわ公園パワースタジアム
工事名	いわみざわ公園パワースタジアム ログハウス改修工事
図面名	改修後立面図
尺度	1:100 (A3) 図面番号 6 / *
設計年月日	平成 24 年 3 月 日
岩見沢市建設部公園緑地環境課	

花と緑の供給センター体験研修棟 平面図

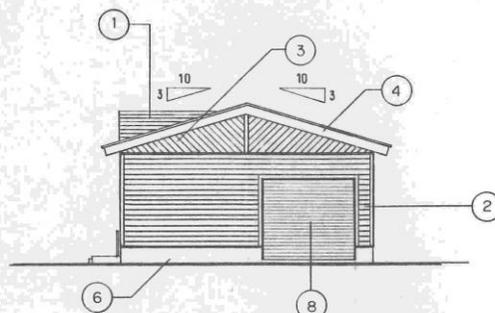


図A-8-2

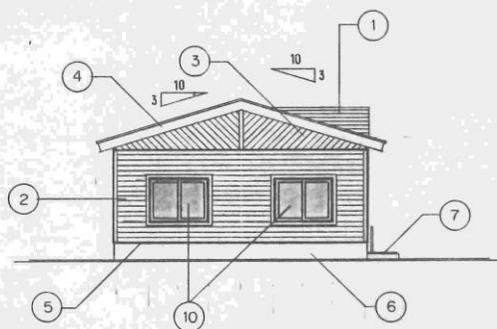
花と緑の供給センター 体験研修棟 立面図



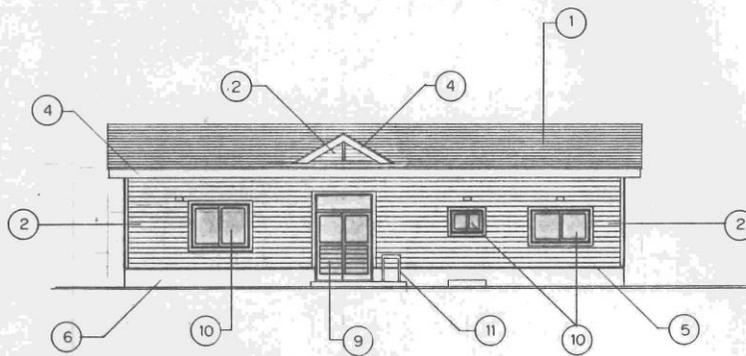
北側立面図 S=1/100



東側立面図 S=1/100



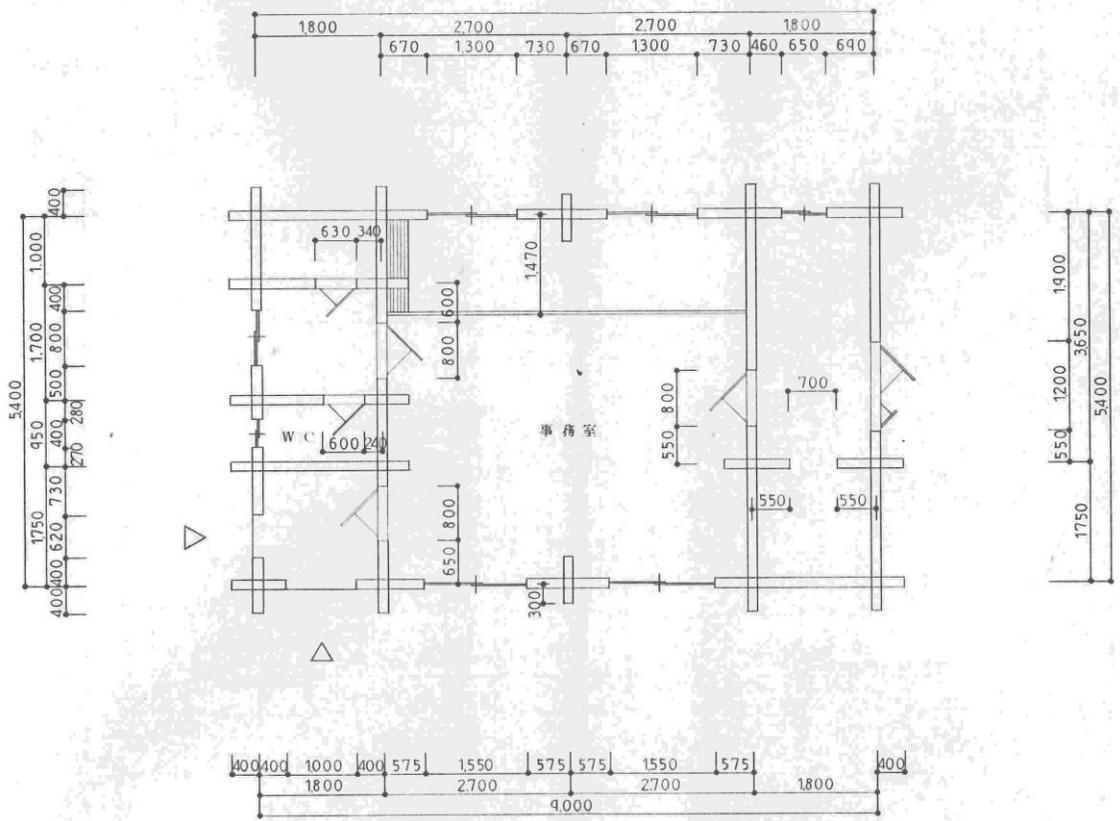
西側立面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100

①	φ0.4片面カラー長尺鉄板 横葺	⑤	φ0.4カラー鉄板 包み(木下地)	⑨	ランマ付木製引違い戸 (既製品)	○
②	φ12型押合板+透湿性防水紙+φ18松材 羽目板 横張 木材着色防腐剤塗布	⑥	モルタル刷毛引仕上	⑩	木製引違い窓 (既製品 押入硝子入)	○
③	φ12型押合板+透湿性防水紙+φ18松材 羽目板 斜張 木材着色防腐剤塗布	⑦	コンクリート金ゴテ仕上	⑪	φ1.0ステンレス成型 (HL)	○
④	φ36松材 着色防腐剤塗布	⑧	手動式スイングドア (松材パネル板使用)	○		○

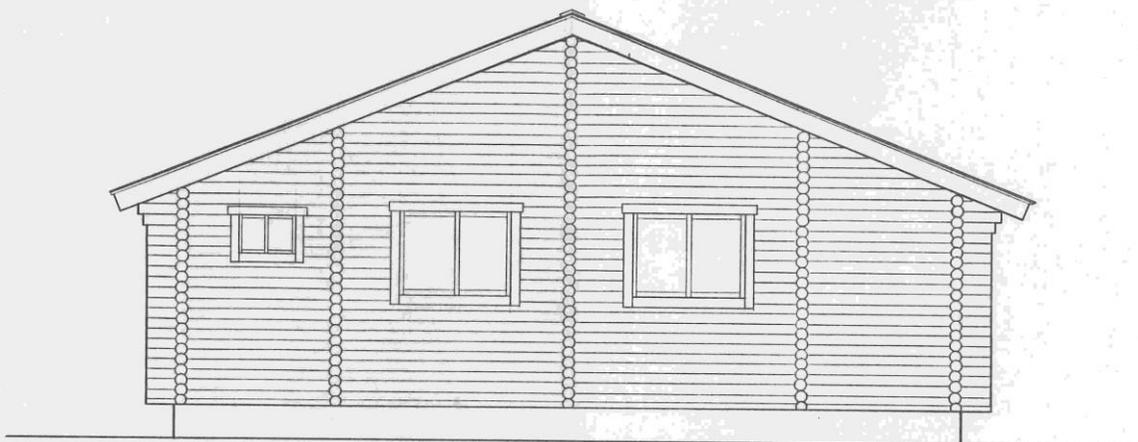
花と緑の供給センターログハウス休憩所 平面図



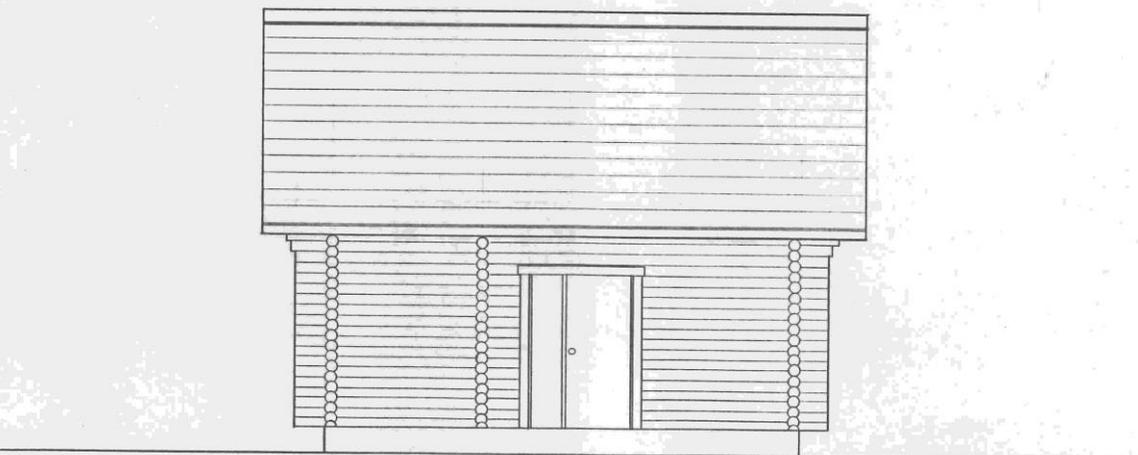
平面図 1 / 50

年度	平成 7 年
工事名	苗圃管理棟建設
図面名	管理棟平面図
縮尺	図示 図面番号 3/10
設計年月日	平成 7 年 月 日
岩見沢市 建設部都市計画課	

花と緑の供給センターログハウス休憩所 立面図



南面立面図 1/400

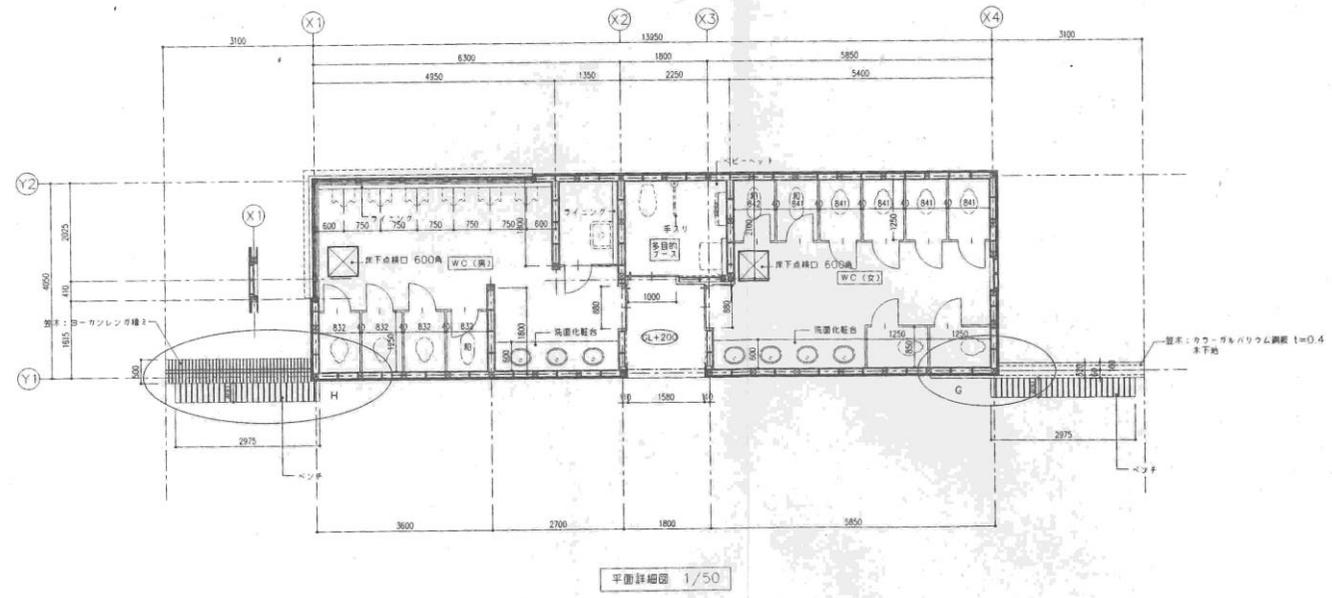
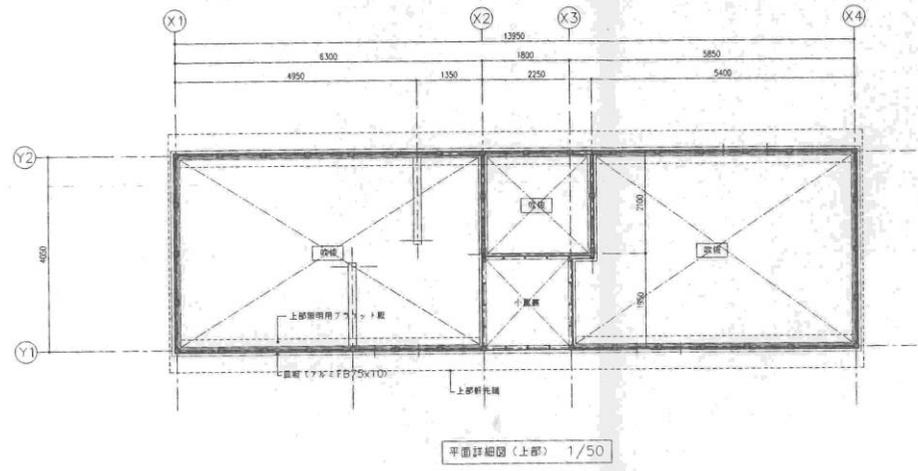


西面立面図 1/400

年度	平成 7
工事名	苗圃管理棟建設
図面名	管理棟立面図
縮尺	図示 1/10
設計年月日	平成 7 年 月 日
岩見沢市 建設部都市計画課	

図A-10-1

駐車場トイレ 平面図



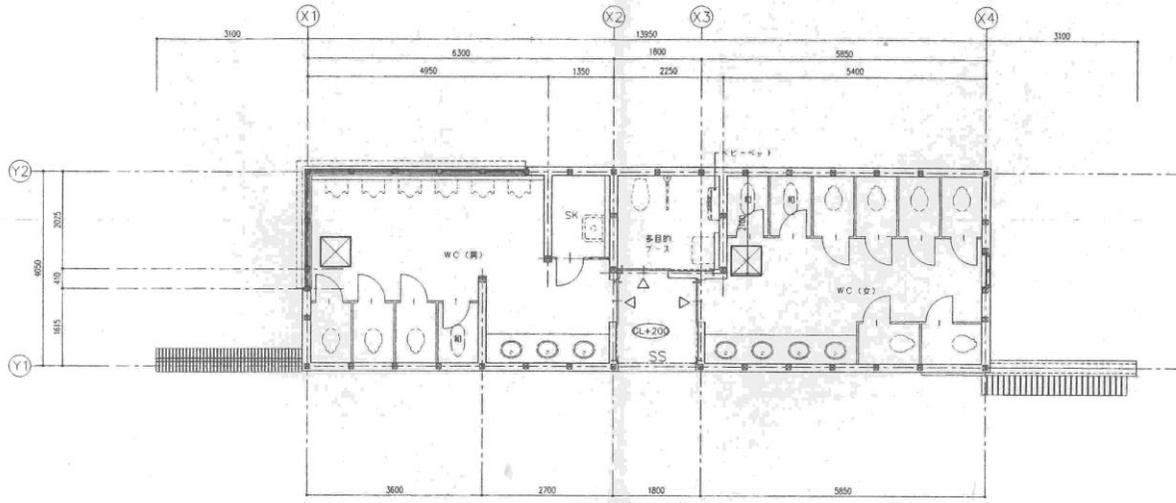
年度	平成 11 年
建設名	
工事名	いわみぞわ公園トイレ
種別	平面詳細図
縮尺	1/50
図面番号	A-07
設計年月日	

▷ ビクトリアンホス

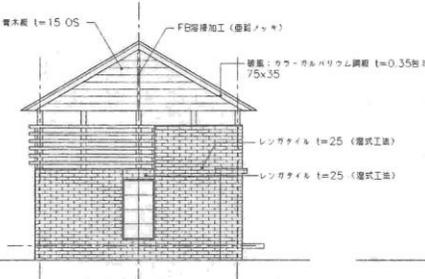
岩見沢市都市計画課

図A-10-2

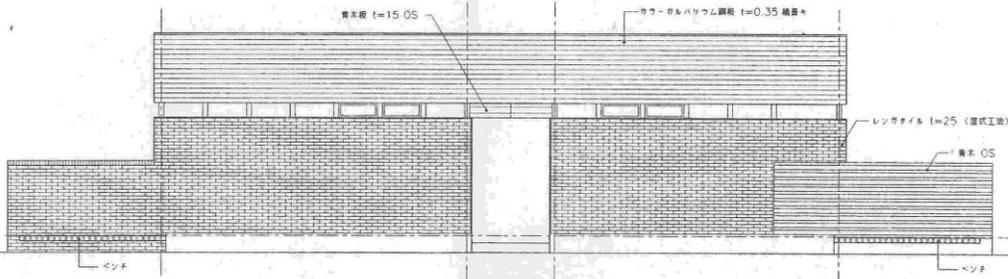
駐車場トイレ 立面図



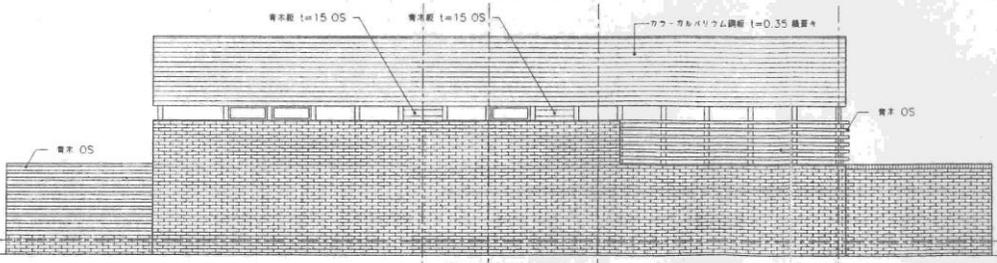
平面図 1/100



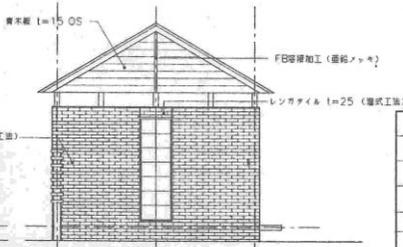
西面立面図 1/50



南面立面図 1/50



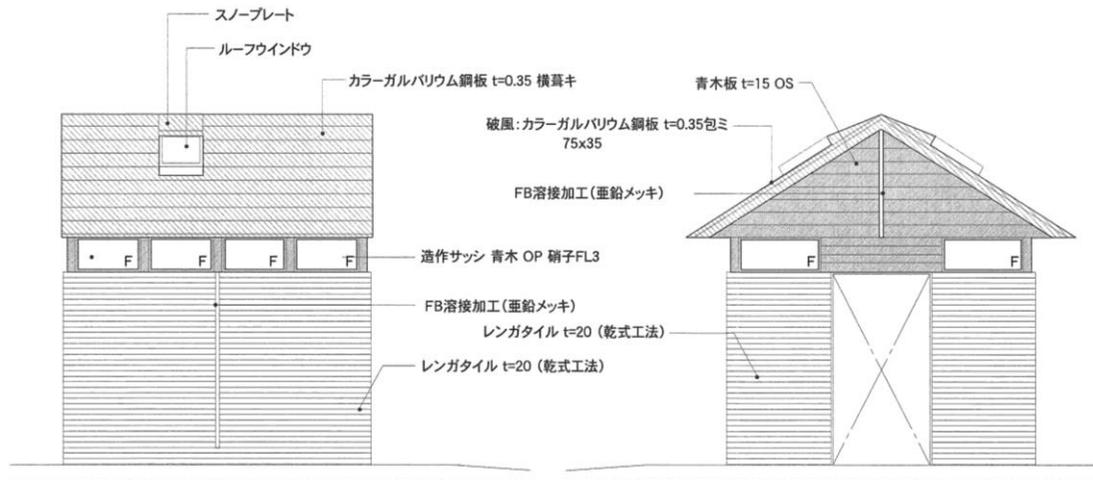
北面立面図 1/50



東面立面図 1/50

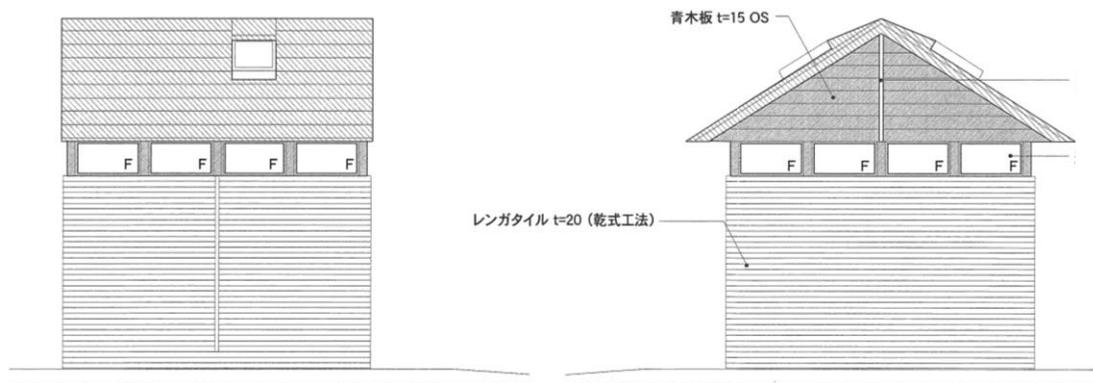


年 次	第 11 次
種 別	
工 事 名	いわみざわ公園トイレ 増設・立脚
縮 尺	1/50
縮 小 号	A-06
縮 小 日	
岩見沢市都市計画課	



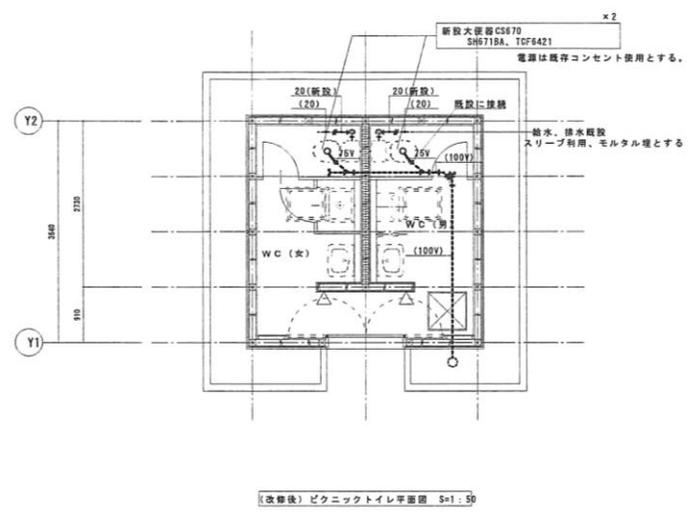
北面立面図 1:50

西面立面図 1:50



南面立面図 1:50

東面立面図 1:50



ピクニックトイレ 平面図・立面図

[参考資料]

いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書(令和3年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R3実績	適 用
利用料金収入	816	色彩館温室入館料
委託料収入	78,797	
自主事業収入	6,780	レストラン収益、直営売店収入、委託売店収益等
その他収入	1,500	公共施設管理体制持続化給付金
合計(A)	87,893	

2 支出

予算科目	R3実績	適 用	
人件費	40,986	職員給与含む	
報償費	3,587	コンサルタント料、園芸講座講師謝礼他	
旅費	2	ばらサミット交通費	
消耗品	2,659	コピー用紙、冬囲い資材、芝刈り機部品他	
燃料費	ガソリン代	1,062	
	灯油代	6,667	
光熱費	電気料	5,707	
	水道料	1,265	
印刷製本費	440	パンフレット、緑の相談便り、利用券	
修繕費	1,554	管理機械等修繕	
通信運搬費	738		
手数料	1,077		
施設賠償責任保険	833		
委託料	清掃委託料	609	トイレ清掃
	警備委託料	746	施設機械警備
	その他委託料	2,721	自動ドア保守、施設除雪、温風機点検整備他
使用料及び賃借料	166	コピー機リース料、AEDリース料他	
原材料費	2,262	肥料、目土、花種子、土壌改良材等	
その他経費	11,601	広告宣伝費、事務手数料他	
合計(B)	84,682		

差引(A-B)	3,211	
---------	-------	--

[参考資料]

いわみざわ公園バラ園指定管理業務収支実績書(令和4年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R4実績	適 用
利用料金収入	1,450	色彩館利用料金
委託料収入	79,919	
自主事業収入	8,393	委託売店、直営売店、花苗他
その他収入	0	
合計(A)	89,762	

2 支出

予算科目	R4実績	適 用	
人件費	49,489	職員給与含む	
報償費	1,473	コンサルタント料、園芸講座講師謝礼他	
旅費	192	ばらサミット交通費	
消耗品	2,706	コピー用紙、冬囲い資材、芝刈り機部品他	
燃料費	ガソリン代	1,155	
	灯油代	6,481	
光熱費	電気料	5,676	
	水道料	1,105	
印刷製本費	454	パンフレット、緑の相談便り、利用券	
修繕費	1,891	管理機械等修繕	
通信運搬費	724		
手数料	1,249		
施設賠償責任保険	710		
委託料	清掃委託料	606	トイレ清掃
	警備委託料	746	施設機械警備
	その他委託料	2,927	自動ドア保守、施設除雪、温風機点検整備他
使用料及び賃借料	201	コピー機リース料、AEDリース料他	
原材料費	2,849	肥料、目土、花種子、土壌改良材等	
その他経費	8,585	広告宣伝費、事務手数料他	
合計(B)	89,219		

差引(A-B)	543	
---------	-----	--

いわみざわ公園バラ園指定管理業務使用料収入・利用実績書

(令和3・4年度)

いわみざわ公園バラ園

単位: 利用者数~人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
令和3年度	4,215	9,349	7,706	15,014	3,732	572	3,567	27	44,182
令和4年度	5,868	10,828	19,878	34,555	8,166	4,964	3,753	14	88,026

いわみざわ公園室内公園

単位: 利用者数~人、利用料金~円

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
利用者(一般)	1,040	104,000	1,300	130,000	651	65,100	1,121	112,100	482	48,200	124	12,400	1,025	102,500	362	36,200	214	21,400
利用者(小・中学生)	77	3,850	102	5,100	54	2,700	76	3,800	39	1,950	14	700	88	4,400	28	1,400	28	1,400
減免	288		826		75		162		101		5		196		104		38	
合計	1,405	107,850	2,228	135,100	780	67,800	1,359	115,900	622	50,150	143	13,100	1,309	106,900	494	37,600	280	22,800
	1月		2月		3月												合計	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金											利用者数	利用料金
利用者	226	22,600	578	57,800	722	72,200											7,845	784,500
利用者(小・中学生)	11	550	37	1,850	68	3,400											622	31,100
減免	47		90		177												2,109	
合計	284	23,150	705	59,650	967	75,600											10,576	815,600

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金												
利用者(一般)	1,567	156,700	1,929	192,900	2,393	239,300	2,440	244,000	1,053	105,300	1,029	102,900	1,104	110,400	299	29,900	225	22,500
利用者(小・中学生)	101	5,050	79	3,950	92	4,600	89	4,450	88	4,400	74	3,700	56	2,800	15	750	23	1,150
減免	288		814		248		569		220		138		185		114		67	
合計	1,956	161,750	2,822	196,850	2,733	243,900	3,098	248,450	1,361	109,700	1,241	106,600	1,345	113,200	428	30,650	315	23,650
	1月		2月		3月												合計	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金											利用者数	利用料金
利用者	286	28,600	928	92,800	886	88,600											14,139	1,413,900
利用者(小・中学生)	14	700	34	1,700	48	2,400											713	35,650
減免	46		212		262												3,163	
合計	346	29,300	1,174	94,500	1,196	91,000											18,015	1,449,550

いわみざわ公園バラ園指定管理業務使用料収入・利用実績書 (令和3・4年度)

いわみざわ公園室内公園緑の相談

単位:相談件数~件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	相談件数								
令和3年度	39	36	31	40	26	27	42	19	7
令和4年度	37	30	39	27	40	30	28	15	6

	1月	2月	3月						合 計
	相談件数	相談件数	相談件数						相談件数
令和3年度	2	2	13						284
令和4年度	0	5	24						281

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

岩見沢市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称 いわみざわ公園バラ園
- 2 施設の所在地 岩見沢市志文町 807 番地 5 ほか
- 3 提出書類
 - (1) 指定管理者事業計画書
 - (2) 施設の管理に係る業務の収支計画書
 - (3) 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの）、法人以外の団体にあつては、規約、構成員名簿、代表者の身分証明書等
 - (4) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の団体にあつては、団体の財務状況を明らかにする書類
 - (5) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書
 - (6) 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税について未納がないことの証明）
 - (7) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団体にあつては、業務の内容を明らかにする書類
 - (8) 共同事業体の結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類

(任意様式)

指定管理者事業計画書

年 月 日

施設名			
団体名		設立年月日	年 月 日
代表者名			
代表者生年月日	年 月 日		
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
*1運営実績(施設名)	所在地	主な業務内容	運営期間
			開始 年 月
			終了 年 月
			開始 年 月
			終了 年 月
公の施設事業計画書(別紙可)			
【施設の管理業務に対する基本方針について】 ※ 施設の設置目的を達成するための管理業務全般について、基本方針を記入してください。			
【施設の職員について】			
1 職員の配置及び業務分担について			
(1) 配置 職員総数 () 人			
内訳 常勤 () 人 業務分担			
非常勤 () 人 業務分担			
その他 () () 人 業務分担			
(2) 管理体制(組織図)について			
※ 指揮命令系統がわかる組織図を記入してください。			

2 職員の研修について

※ 待遇、事業に関する研修の方針を記入してください。

3 職員の雇用について

※ 岩見沢市内居住者の雇用についての方針を記入してください。

【施設の管理運営について】

1 サービスを向上させるための方策について

※ サービスの向上の具体策を記入してください。

2 利用者の要望の把握と苦情処理の対応について

3 施設の管理保守業務（清掃、警備、除排雪、その他の設備）について

4 資金の確保について

※ 指定管理業務を行うにあたり、必要となる資金の確保の方法について記入してください。

5 資産の状況について

6 経理の方法について

※ 経理を適切に行うための方法を記入してください。

7 経費の縮減について

※ 提案する収支計画書が市管理の実績と変更（増減）となるときは、その根拠を記入してください。

8 使用資機材等の調達方法について

※ 指定管理業務の遂行にあたり、必要となる資機材について岩見沢市内で調達する考えがあるかを記入してください。

9 施設の管理運営に対する提案事項について

※ 施設の管理運営に関して申請者の具体的アイデア等を記入してください。

【個人情報の保護について】

※ 個人情報の保護に関する考え方と情報管理体制について記入してください。

【緊急時等対策について】

1 防犯、防災の対応について

※ 利用者の安全を確保する対策を記入してください。

2 利用者の安全対策について

※ 事故の未然防止対策及び事故発生時の対応措置について記入してください。

3 緊急時の対応について

※ 緊急時の連絡体制等について記入してください。

【団体の理念について】

1 団体の経営方針について

2 指定管理者の指定申請の理由について

注1 *1 運営実績欄は指定管理を受けている実績を記入してください。また、指定管理業務以外で類似する事業に関する実績があれば、表欄に指定管理外として記入してください。

注2 事業計画書の大きさはA4版としてください。様式はこれによる必要はありません。また、適宜、資料を添付してください。

(任意様式)

施設の管理に係る業務の収支計画書（令和 年度分）

（法人・団体名 ）

（単位：千円）

項 目		積 算 内 訳	予 算 額	
収 入 項 目	利用料金			
収入合計 (A)				
支 出 項 目	人件費			
	消耗品			
	燃料費	ガソリン代		
		灯油代		
	光熱水費	電気料		
		水道料		
	印刷製本費			
	修繕料			
	通信運搬費			
	手数料			
	施設賠償責任保険料			
	委託料	清掃委託料		
		警備委託料		
使用料及び賃借料				
支出合計 (B)				
市からの委託料 (B) - (A)				

- 1 施設に関わる全項目を記入し、作成してください。
- 2 支出項目の各経費は、消費税額を含めた額を記載してください。
- 3 収入・支出の各項目の積算内訳（単価×人数等）を別に添付する場合、A4版とし様式は自由です。
- 4 年間（12か月）の収支を記入してください。
- 5 毎年度ごとに作成してください。

（指定申請期間の毎年度収支見込みが同じであれば1枚の提出でも可）

宣 誓 書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩
(生年月日) 年 月 日

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請資格に関する宣誓をいたします。

施設名 いわみざわ公園バラ園

記

次の事項のいずれにも該当しません

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、その取り消しの日から1年（本市以外の地方公共団体による取り消しの場合は6ヶ月）を経過しない者
- 5 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- 6 法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税を滞納している者
- 7 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

共 同 事 業 体 申 請 書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

共 同 事 業 体 代 表 者

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

ⓐ

代 表 者 生 年 月 日

年 月 日

いわみざわ公園バラ園指定管理者の募集に参加するため、募集要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成し、別紙のとおり協定書を添付し申請します。

なお、指定管理者に指定された場合は、各構成団体は、いわみざわ公園バラ園の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

【共同事業体の名称】

【共同事業体
事務所所在地】

【共同事業体
の構成団体】

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

ⓐ

代 表 者 生 年 月 日

年 月 日

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

ⓐ

代 表 者 生 年 月 日

年 月 日

【共同事業体
の成立、解散
の時期及び委
任期間】

令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。

ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、ただちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に岩見沢市の承認がなければこれを行うことができないものとなります。

【添付書類】

- 1 協定書（様式任意）
- 2 共同事業体連絡先一覧

【その他】

- 1 協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはいたしません。
- 2 協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

共 同 事 業 体 連 絡 先 一 覧

令和 年 月 日

(共同事業体の名称)

[代表構成団体 担当者連絡先]

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

[構成団体 担当者連絡先]

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

[構成団体 担当者連絡先]

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

(任意様式)

指定管理者募集に係る説明会参加申込書

担当課長 宛

次のとおり、いわみざわ公園バラ園指定管理者の説明会への参加を下記のとおり申込みます。

団 体 名				
所 在 地				
代表者氏名				
参 加 者	役職		氏 名 (担当者)	
	役職		氏 名	
担 当 部 署				
電 話 番 号				
F A X 番 号				
E - M a i l				

(任意様式)

いわみざわ公園バラ園指定管理者申請に関する質問票

担当課長 宛

団 体 名		
(質問事項)		
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - M a i l	

備考： 質問は本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめ記載すること。